

学が輸入されると、神社神道を宗教に含める解釈が次第に有力になっていった。²⁷⁾

- ③「神道非宗教論」「神社非宗教論」は、状況の変化に伴って、神社神道に対して有利な論理になることもあれば、不利な論理になることもあった。その変化を概説すれば以下のようなようになる。明治初年には、浄土真宗が展開した大教院分離運動や、祭神論争を利用した神社神道の封じ込め策に利用された。明治二十年以降は、神社界が押し進めた神祇官興復運動、官国幣社国庫保存金制度、府県社以下神饌幣帛料保存金制度を正当化するのに利用された。しかし、大正時代に入り、小学校における神社参拝を中心とした「神社問題」が発生すると、真宗やキリスト教諸団体が神社からの宗教的要素の除去を求めた運動（神社倫理化運動）の理論的根拠とされることになった。そして、昭和7年に「上智大学事件」が起き、カトリックが神社参拝を宗教行為ではないと認定すると、諸宗教に対して神社参拝を強制する理論として作用することになった。²⁸⁾

なお、「上智大学事件」を切っ掛けとして、事実上、神社参拝が強制されるような社会状況が醸成されたが、法的強制となるのは、昭和14年4月8日に公布、翌年四月一日施行の宗教団体法以降のことである。²⁹⁾

おわりに

以上で、芦部信喜の議論、その基礎となっている宮沢俊義の議論と、戦前の憲法学者の説や政府刊行の書物などにおける記述との比較による吟味を終える。最後に、結論を簡単に列挙する。

- ①明治憲法、皇室典範、教育勅語は、神武建国を起点とする歴史を根拠にしており、天孫降臨や天壤無窮の神勅を根拠とするものではなかった。
- ②神社信仰や神社参拝を「臣民ノ義務」とするものでもなかった。
- ③これが変化する直接の原因は、昭和十年の天皇機関説事件であり、それを受けて、昭和12年3月に『国体の本義』を文部省が出版した。

- ④この書物によって、日本の建国は天孫降臨の時となり、天皇も、統治権の主体であるばかりでなく、現御神として公認されることになった。
- ⑤神社参拝が強制性を強めるのは、昭和7年の上智大学事件以降であり、法的強制となるのは昭和15年4月1日施行の宗教団体法以降だった。
- ⑥この昭和十年代の状況に立脚して書かれたのが、昭和17年に刊行された宮沢俊義『憲法略説』だった。
- ⑦戦後の憲法学の通説は、明治憲法施行以降の現実ではなく、昭和17年の宮沢説を根拠としたものである。

註

- (1)(2)(3)芦部信喜『憲法 第六版』岩波書店、平成 27 年 3 月、154 頁。
- (4)宮沢俊義『憲法Ⅱ－基本的人権』有斐閣、昭和 58 年 3 月、349 頁。
- (5)同書、348 頁。
- (6)同書、349 頁。
- (7)同書、348 頁。
- (8)『広辞苑』(第 6 版・平成 20 年)では、この思想及び制度を「国家神道」と呼び、「明治維新後、神道国教化政策により、神社神道を皇室神道の下に再編成してつくられた国家宗教。軍国主義・国家主義と結びついて推進され、天皇を現人神(あらひとがみ)とし、天皇制支配の支柱となった。第二次大戦後、神道指令によって解体された」と解説している。なお、これ以後の引用文では、著者の適宜の判断で、正漢字を通行の表記に改めた。
- (9)内務省神社局長の塚本清治は、大正 5 年 2 月の『全国神職会々報』(208 号)に寄稿した「神社に関する注意」と題する論文で次のように書いている。
「宗教上の信仰は国民の自由であることは憲法の保障する所でありまして、今更申すに及びませぬが、敬神の念は我國民道徳として日本臣民の持つべき精神である。従つて参拝するといふことは固より之を強制すべきことではありませぬけれども、併ながら此美風は奨励作興すべきことと考へるのであります」(153 頁)。
- (10)美濃部説の変化に影響を与えたと考えられる最大の要因は、昭和 10 年におきた所謂「天皇機関説事件」であるが、これについては第六節で述べる。
- (11)『憲法提要』上巻、明治 43 年 12 月、70 頁。
- (12)穂積は、日本は祖先を崇拝する「祖先教」の国で、祖先を尊ぶ心とその祭祀を司る家長を尊ぶ心となり、その家長を尊ぶ心在日本国民全体の家長に地位にある天皇の主権を支えていると主張する。つまり、彼の場合、天皇主権の根拠は神社(の祭祀)ではなく家(の祭祀)なのである。「祖先教」は日本独特のものではなく、古代ではどこの世界にも存在していたが、それが今日まで続いているところに日本の独自性と強みがあると彼はいう。この議論は、当時、日本の知識人に広く読まれていたクランジュの『古代都市』の影響が大きかったと云う(拙著『近代政教関係の基礎的研究』第七章「穂積八東の政教関係論」)。
- (13)『国立国会図書館蔵・枢密院会議議事録』(第一巻 明治 21 年 [上]) 229 - 230 頁、
- (14)明治 45 年から大正 2 年にかけての美濃部達吉と上杉慎吉との論争の結果、学界や官界においては、天皇機関説が主流となり、天皇主権説は少数説となった(ただし、陸軍は上杉を支持した)。これについては、拙著『「現人神」「国家神道」という幻想』(改訂増補、神社新報社、平成 26 年 4 月、47 - 48 頁)参照。
- (15)大正 2 年 9 月刊行の『神代史の新しい研究』において、古代史学者の津田左右吉は「神代史が事実を伝へた歴史でないことは今さらいふまでもあるまい」(『津田左右吉全集』別巻第一、岩波書店、15 頁)、「神代史は皇室の由来を説くために作られた物語である。従つて、其の作者も宮廷の人であつたらう」(同 144 頁)と書いている。要するに、神話は作り話であつて、そのまま事実として信じることはできない、というのである。

また、大正 13 年 3 月、人類学者の鳥居龍藏も『人類学雑誌』(第 39 卷 3 号)に掲載した「歴史教科書と国津神」の中で「今や国民の知識は一般に進歩して、最早神話伝説などを鵜呑みにして其の儘信ずるやうなことは無くなつて居る。」(131 頁)と書いている。

- (16)稲田正次『教育勅語成立過程の研究』345 頁。
- (17)明治 23 年 6 月 20 日の書簡(『井上毅伝史料篇』第 2 卷、231 - 232 頁)。
- (18)詳しくは拙著『「現人神」「国家神道」という幻想』19 - 23 頁、『近代政教関係の基礎的研究』第 1 章から第 4 章参照。
- (19)稲田正次『教育勅語成立過程の研究』345 頁。
- (20)(21)宮沢俊義校註・岩波文庫、昭和 15 年 4 月、22 頁。ちなみに、第十一条「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」の解説では「恭て按ずるに、太祖實に神武を以て帝國を肇造し」とされ、神武天皇に対しては「太祖」という用語も使われている(38 頁)。
- (22)『同書』128 頁。
- (23)『同書』129 頁。
- (24)『「現人神」「国家神道」という幻想』79 - 85 頁。
- (25)『現代資料 (4)』みすず書房、昭和 33 年 5 月、420 頁。
- (26)『近代政教関係の基礎的研究』第 1 章から第 3 章参照。
- (27)『近代政教関係の基礎的研究』83 - 87 頁、304 - 305 頁。『「現人神」「国家神道」という幻想』213 - 217 頁。
- (28)『「現人神」「国家神道」という幻想』217 - 221 頁。
- (29)昭和 14 年 1 月 26 日に開かれた第 74 回帝国議会議院貴族院宗教団体法案特別委員会において、質問に立った子爵大河内輝耕は、次のように政府見解を質している。
「臣民の義務に反する行為が、例へば宗教の教理に反するからと言って、兵に召されることを拒んで見たり、或は尊信すべき神社に対して礼を欠く、或はひどいになると、拝礼すべきものに拝礼をしないと云ふやうな始末がある場合には、相当の……法律上それを禁止若しくは制限し、或は制裁を与へる法律があるか」
この質問に対して、文部大臣荒木貞夫は次のように答えている。
「唯神社を参拝しないと云ふことのみに対してと云ふやうなことであれば、是はもう制裁はありませぬでございます。(中略)唯特に参拝をしないと云ふことであれば、制裁は無いのであります」(『帝国議会議院貴族院委員会速記録 79・昭和編』東京大学出版会、平成 8 年 8 月、141 頁)
- つまり、少なくとも昭和 14 年 1 月までは、神社参拝を強制する法的根拠はないというのが政府の立場だった。
- しかし、他方で、政府委員の松尾長造からは「以前はキリスト教の一派が神社不参拝を唱えて大問題になったこともあったが、それも数年前までのことで、今はキリスト教団体も大変日本主義的になっている」との発言があり(『帝国議会議院貴族院委員会速記録 79・昭和編』149 頁)、また、荒木文部大臣からも、教義の根本において日本の神社を認めないような宗教は「憲法第二十八条に依つて信教の上に制限を加へられなければならない」(「宗教団体法案の運営なりをして、そこを理解せしむる」ように

促進していかなければならないという答弁があった（『帝国議会・貴族院委員会速記録 79・昭和編』150頁）。

ということは、憲法の解釈上、さすがに個人の参拝拒否の自由は否定できないものの、神社を否定したり、神社参拝を拒否したりするような団体を宗教団体とは認められないという立場を、この時点で政府は採るに至り、それを明示したのが宗教団体法第十六条と第十七条だったことになる。

宗教団体法

第十六条 宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十七条 宗教団体又ハ其ノ機関ノ職ニ在ル者ガ法令又ハ教規、宗制、教団規則若ハ教会規則ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ若ハ禁止シ又ハ機関ノ職ニ在ル者ノ解任ヲ命ズルコトヲ得。教師法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得